連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等）の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及びi)については、「第４　経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及びm)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及びq)については当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

〔(a)～(q)　略〕

b　〔略〕

c　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第２四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下c及び(27) bにおいて「第１四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下cにおいて「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及びj)については、「第４　経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下c及びdにおいて「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及びo)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及びs)については、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は第２四半期会計期間以外の四半期会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

〔(a)～(s)　略〕

d　〔略〕

e　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合は、第２四半期会計期間）である場合には、第五号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6)　事業の内容

a　〔略〕

b　(18)hの規定により第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。dにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第 95 条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成 14 年内閣府令第 11 号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等

限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)hの規定により指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表又は(18) iの規定により修正国際基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及びi)については、「第４　経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及びm)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及びq)については当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

〔(a)～(q)　同左〕

b　〔同左〕

c　提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第２四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下この様式において「第１四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下この様式において「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及びj)については、「第４　経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下この様式において「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及びo)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及びs)については、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は第２四半期会計期間以外の四半期会計期間であって「第４　経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。

〔(a)～(s)　同左〕

d　〔同左〕

e　提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合は、第２四半期会計期間）である場合には、第五号様式の記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6)　事業の内容

a　〔同左〕

b　(18)hの規定により第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した場合の最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等。dにおいて同じ。）を記載すること。ただし、指定国際会計基準により連結財務諸表の作成を開始した連結会計年度（当該連結会計年度が複数あるときは、その直近のものをいう。）の直前連結会計年度において連結財務諸表規則第 95 条又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成 14 年内閣府令第 11 号）附則第３項の規定に基づき、米国預託証券の発行等